

防衛省設置法等の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（第一条関係）	1
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第二条関係）	2
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第三条関係）	4
○ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（附則第三条関係）	10
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第四条関係）	11
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第五条関係）	14
○ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）（附則第六条関係）	16

改 正 案	現 行
<p>（自衛官の定数）</p> <p>第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）<u>十五万五百人</u>、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）<u>四万五千二百九十三人</u>、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）<u>四万六千九百九十四人</u>並びに自衛隊法第二十一条の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千五百八十八人</u>のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>三百八十六人</u>、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千九百三十六人</u>、内部部局に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>五十人</u>並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>四百七人</u>を加えた総計<u>二十四万七千五百五十四人</u>とする。</p>	<p>（自衛官の定数）</p> <p>第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）<u>十五万五百九十人</u>、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）<u>四万五千三百七人</u>、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）<u>四万六千九百二十八人</u>並びに自衛隊法第二十一条の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千五百五十二人</u>のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>三百八十五人</u>、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千九百三十六人</u>、内部部局に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>五十人</u>並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>四百六人</u>を加えた総計<u>二十四万七千五百五十四人</u>とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（在外邦人等の輸送） 第八十四条の四 防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人（邦人の配偶者若しくは子、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十四条に規定する名誉総領事若しくは名誉領事若しくは同法第二十五条第二項の規定により採用された者又は独立行政法人との契約により外国において当該独立行政法人のために勤務する者として採用された者であつて、日本の国籍を有しないものを含む。以下この項及び第九十四条の六において同じ。）の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送において予想される危険及びこれを避けるための方策について外務大臣と協議し、当該方策を講ずることができる<u>と認めるときは</u>、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命若しくは身体の保護を要する外国人（邦人以外の者をいう。以下この項において同じ。）として同乗させることを依頼された者、当該外国との連絡調整その他の当該輸送の実施に伴い必要となる措置をとらせるため当該輸送の職務に従事する自衛官に同行させる必要があると認められる者又は当該邦人若しくは当該外国人の家族その他の関係者で当該邦人若しくは当該外国人に面会させ、若しくは同行させることが適当であると認められる者を同乗させることができる。</p>	<p>（在外邦人等の輸送） 第八十四条の四 防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送において予想される危険及びこれを避けるための方策について外務大臣と協議し、当該輸送を安全に実施することができる<u>と認めるときは</u>、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命若しくは身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者、当該外国との連絡調整その他の当該輸送の実施に伴い必要となる措置をとらせるため当該輸送の職務に従事する自衛官に同行させる必要があると認められる者又は当該邦人若しくは当該外国人の家族その他の関係者で当該邦人若しくは当該外国人に面会させ、若しくは同行させることが適当であると認められる者を同乗させることができる。</p>

<p>2 前項の輸送は、次に掲げる航空機又は船舶により行うことができる。</p> <p>一 輸送の用に主として供するための航空機</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>2 (麻薬及び向精神薬取締法等の特例) 第百十五条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第一項及び第五十条の十六第一項の規定は、第一項の部隊又は補給処が、この法律又は他の法律の規定により自衛隊に属する物品の提供として外国の軍隊に対し麻薬又は向精神薬を譲り渡す場合及び当該譲渡のため向精神薬を所持する場合には、適用しない。</p> <p>4 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給処が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。</p>	<p>2 前項の輸送は、第百条の五第二項の規定により保有する航空機により行うものとする。ただし、当該輸送に際して使用する空港施設の状況、当該輸送の対象となる邦人の数その他の事情によりこれによることが困難であると認められるときは、次に掲げる航空機又は船舶により行うことができる。</p> <p>一 輸送の用に主として供するための航空機（第百条の五第二項の規定により保有するものを除く。）</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>2 (麻薬及び向精神薬取締法等の特例) 第百十五条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（療養等）</p> <p>第二十二條 自衛官、自衛官候補生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官、教育訓練招集に応じている予備自衛官補、学生並びに生徒（以下この条において「本人」という。）が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかつた場合には、国は、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法中組合員に対する療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する規定の例により、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給を行うほか、これらの給付又は支給にあわせて、これらに準ずる給付又は支給を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国は、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。</p> <p>一 第一項の規定による給付又は支給に係る療養を担当する者が請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及</p>	<p>（療養等）</p> <p>第二十二條 自衛官、自衛官候補生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官、教育訓練招集に応じている予備自衛官補、学生並びに生徒（次項において「本人」という。）が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかつた場合には、国は、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法中組合員に対する療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する規定の例により、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給を行うほか、これらの給付又は支給にあわせて、これらに準ずる給付又は支給を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国は、第一項の規定による給付又は支給に係る療養を担当する者が請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。</p> <p>（新設）</p>

びその診療報酬の支払に関する事務

二 第一項の規定による給付又は支給その他の防衛省令で定める事務（第六項及び第七項において「給付事務」という。）に係る本人に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務

4 国は、前項の規定により同項第二号に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて防衛省令で定めるものと共同して委託するものとする。

5 国及び保険医療機関等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関その他の政令で定める医療機関又は薬局をいう。以下この項及び次項において同じ。）その他の関係者は、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（次項において「指定訪問看護事業者」という。）から同条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、国に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の防衛省令で定める方法により、本人の資格に係る情報（第一項の規定による給付又は支給に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法

（新設）

（新設）

（新設）

その他の情報通信の技術を利用する方法により、国から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から本人であることの確認を受けることをいう。）の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

6 | 防衛大臣、国、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の給付事務又はこれに関連する事務の遂行のため自衛官診療証記号・番号等（発行者符号（防衛大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び自衛官診療証記号・番号（国が本人の資格を管理するための記号及び番号として、本人ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この項から第九項までにおいて同じ。）を利用する者として防衛省令で定める者（次項から第九項までにおいて「防衛大臣等」という。）は、これらの事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

7 | 防衛大臣等以外の者は、給付事務及びこれに関連する事務の遂行のため自衛官診療証記号・番号等の利用が特に必要な場合として防衛省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

（新設）

（新設）

8

何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 防衛大臣等が、第六項に規定する場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知するとき。

（新設）

二 防衛大臣等以外の者が、前項に規定する防衛省令で定める場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知するとき。

（新設）

9

何人も、次に掲げる場合を除き、業として、自衛官診療証記号・番号等の記録されたデータベース（自己以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 防衛大臣等が、第六項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

（新設）

二 防衛大臣等以外の者が、第七項に規定する防衛省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

（新設）

10

防衛大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が

（新設）

中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

11 防衛大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

12 防衛大臣は、前二項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、第八項若しくは第九項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

13 前項の規定により質問又は検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

14 第十二項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第三十二条 (略)

第三十三条 第二十二條第十一項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 正当な理由がなく第二十二條第十二項の規定による

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(罰則)

第三十二条 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

(新設)

(新設)

報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人

の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（新設）

（新設）

○ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（附則第三条関係）
 ※「現行」は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）による改正後のもの（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたときは、これらに必要な事務を行うこと。</p> <p>四（略）</p> <p>五 生活保護法第八十條の四第一項又は防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定により情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を委託されたときは、その収集若しくは整理又は利用若しくは提供に必要な事務を行うこと。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたときは、これらに必要な事務を行うこと。</p> <p>四（略）</p> <p>五 生活保護法第八十條の四第一項の規定により情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を委託されたときは、その収集若しくは整理又は利用若しくは提供に必要な事務を行うこと。</p> <p>3～6（略）</p>

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）					
提供を受ける国の機関又は法人	事務	一〇七十三の三（略）	提供を受ける国の機関又は法人	事務	一〇七十三の三（略）
（略）	（略）	（略）	七十三の四 国民健康保険団体連合会	健康保険法による同法第二百五条の四第一項第二号の情報の収集若しくは整理、船員保険法による同法第五十三条の十第一項第二号の情報の収集若しくは整理、私立学校教職員共済法による同法第四十七条の三第一項第二号の情報の収集若しくは整理、国家公務員共済組合法による同法百十四条の二第一項第二号の情報の収集若しくは整理、国民健康保険法による同法百十三條の三第一項第一号の情報の収集若しくは整理、地方公務員等共済組合法による同法百四十四条の三十三第一	（略）

七十四〜百二十 (略)	七十三の六 (略)	七十三の五 社会 保険診療報酬支 払基金又は国民 健康保険団体連 合会	
(略)	(略)	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）による同法第二十二條第三項第二号の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

七十四〜百二十 (略)	七十三の五 厚生 労働省及び日本 年金機構	(新設)	
百二十一 原子力 規制委員会 (昭和三十二年法律第六十七号)に	(略)	(新設)	項第二号の情報の収集若しくは整理又は高齢者の医療の確保に関する法律による同法第六十五条の二第一項第一号の情報の収集若しくは整理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

<p>百二十一の二 防衛省</p>	<p>百二十二 (略)</p>	<p>防衛省の職員の給与等に関する法律による同法第二十二條第一項の給付又は支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	
<p>百二十三 人事院 若しくは国家公務員災害補償法 (昭和二十六年法律第九十一号) 第三條第一項に規定する実施機関又は防衛省</p>	<p>(略)</p>	<p>国家公務員災害補償法(防衛省の職員の給与等に関する法律において準用する場合を含む。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	
<p>(新設)</p> <p>百二十三 人事院 若しくは国家公務員災害補償法 (昭和二十六年法律第九十一号) 第三條第一項に規定する実施機関又は防衛省</p>	<p>百二十二 (略)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>百二十三 人事院 若しくは国家公務員災害補償法 (昭和二十六年法律第九十一号) 第三條第一項に規定する実施機関又は防衛省</p>	<p>(略)</p>	<p>による同法第三十五條第二項から第四項までの交付又は同條第九項の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第五条関係）
 ※「現行」は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）による改正後のもの（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第九条関係）			
一〇十九（略）	（略）	一〇十九（略）	（略）
二十の二 防衛大臣	防衛省の職員 ^{（略）} の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給又はこれらに準ずる給付若しくは支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	二十 厚生労働大臣	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十一〇百二（略）		（新設）	（新設）
二十一〇百二（略）		二十一〇百二（略）	（略）
別表第一（第九条関係）			
一〇十九（略）	（略）	一〇十九（略）	（略）
二十の二 防衛大臣	防衛省の職員 ^{（略）} の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給又はこれらに準ずる給付若しくは支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	二十 厚生労働大臣	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十一〇百二（略）		（新設）	（新設）
二十一〇百二（略）		二十一〇百二（略）	（略）

略

略

改正案	現行				
<p>第五十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一中百二の項を百三十六の項とし、九十九の項から百一の項までを三十四項ずつ繰り下げ、九十八の項を百三十一の項とし、同項の次に次のように加える。</p>	<p>第五十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一中百二の項を百三十五の項とし、九十九の項から百一の項までを三十三項ずつ繰り下げ、九十八の項を百三十の項とし、同項の次に次のように加える。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="668 237 900 526"> <p>百三十二 文部科学大臣又は厚生労働大臣</p> </td> <td data-bbox="668 526 900 1070"> <p>公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）による公認心理師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> </td> </tr> </table>	<p>百三十二 文部科学大臣又は厚生労働大臣</p>	<p>公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）による公認心理師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="668 1196 900 1485"> <p>百三十一 文部科学大臣又は厚生労働大臣</p> </td> <td data-bbox="668 1485 900 2029"> <p>公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）による公認心理師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> </td> </tr> </table>	<p>百三十一 文部科学大臣又は厚生労働大臣</p>	<p>公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）による公認心理師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百三十二 文部科学大臣又は厚生労働大臣</p>	<p>公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）による公認心理師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>				
<p>百三十一 文部科学大臣又は厚生労働大臣</p>	<p>公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）による公認心理師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>				
<p>別表第一中九十七の項を百三十の項とし、九十四の項から九十六の項までを三十三項ずつ繰り下げ、九十三の二の項を百二十六の項とし、九十三の項を百二十五の項とし、九十の項から九十二の項までを三十二項ずつ繰り下げ、八十九の項を削り、八十八の項を百二十一の項とし、八十三の項から八十七の項までを三十三項ずつ繰り下げ、八十二の項を削り、八十一の項を百十五の項とし、八十の項を百十四の項とし、七十九の項を削り、七十八の項を百十三の項とし、六十九の項から七十七の項までを三十五項ずつ繰り下げ、六十八の項を百の項とし、同項の次に次のように加える。</p>	<p>別表第一中九十七の項を百二十九の項とし、九十四の項から九十六の項までを三十二項ずつ繰り下げ、九十三の二の項を百二十五の項とし、九十三の項を百二十四の項とし、九十の項から九十二の項までを三十一項ずつ繰り下げ、八十九の項を削り、八十八の項を百二十の項とし、八十三の項から八十七の項までを三十二項ずつ繰り下げ、八十二の項を削り、八十一の項を百十四の項とし、八十の項を百十三の項とし、七十九の項を削り、七十八の項を百十二の項とし、六十九の項から七十七の項までを三十四項ずつ繰り下げ、六十八の項を九十九の項とし、同項の次に次のように加える。</p>				

百一 都道府県知事	介護保険法による介護支援専門員の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百二 厚生労働大臣	精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）による精神保健福祉士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百三 厚生労働大臣	言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）による言語聴覚士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一中六十七の項を九十九の項とし、六十二の項から六十六の項までを三十二項ずつ繰り下げ、六十一の二の項を九十三の項とし、六十一の項を九十の項とし、同項の次に次のように加える。

九十一 厚生労働大臣	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）による救急救命士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十二 厚生労働大臣	看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）による都道府県による看護師等の資質

百 都道府県知事	介護保険法による介護支援専門員の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百一 厚生労働大臣	精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）による精神保健福祉士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百二 厚生労働大臣	言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）による言語聴覚士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一中六十七の項を九十八の項とし、六十二の項から六十六の項までを三十一項ずつ繰り下げ、六十一の二の項を九十二の項とし、六十一の項を八十九の項とし、同項の次に次のように加える。

九十 厚生労働大臣	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）による救急救命士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十一 厚生労働大臣	看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）による都道府県による看護師等の資質

の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の六十の項を同表の八十六の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>八十七 大臣 厚生労働</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）による社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>八十八 大臣 厚生労働</p>	<p>臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）による臨床工学技士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>八十九 大臣 厚生労働</p>	<p>義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）による義肢装具士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>

別表第一中五十九の項を八十五の項とし、五十八の項を八十四の項とし、五十七の項を八十三の項とし、五十六の二の項を八十二の項とし、五十六の項を八十一の項とし、五十五の二の項を七十九の項とし、同項の次に次のように加える。

の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の六十の項を同表の八十五の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>八十六 大臣 厚生労働</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）による社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>八十七 大臣 厚生労働</p>	<p>臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）による臨床工学技士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>八十八 大臣 厚生労働</p>	<p>義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）による義肢装具士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>

別表第一中五十九の項を八十四の項とし、五十八の項を八十三の項とし、五十七の項を八十二の項とし、五十六の二の項を八十一の項とし、五十六の項を八十の項とし、五十五の二の項を七十八の項とし、同項の次に次のように加える。

八〇 厚生労働大臣	視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）による視能訓練士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
--------------	--

別表第一の五十五の項を同表の七十六の項とし、同項の次に次のように加える。

七十七 全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）による社会保険労務士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十八 厚生労働大臣	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一中五十四の項を七十五の項とし、四十九の項から五十三の項までを二十一項ずつ繰り下げ、四十八の項を六十八の項とし、同項の次に次のように加える。

六十九 厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
---------------	---

七十九 厚生労働大臣	視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）による視能訓練士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
---------------	--

別表第一の五十五の項を同表の七十五の項とし、同項の次に次のように加える。

七十六 全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）による社会保険労務士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十七 厚生労働大臣	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一中五十四の項を七十四の項とし、四十九の項から五十三の項までを二十項ずつ繰り下げ、四十八の項を六十七の項とし、同項の次に次のように加える。

六十八 厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
---------------	---

もの

別表第一中四十七の項を六十七の項とし、三十九の項から四十六の項までを二十項ずつ繰り下げ、三十八の二の項を五十八の項とし、三十八の項を五十七の項とし、三十七の項を五十六の項とし、三十六の二の項を五十五の項とし、三十六の項を五十三の項とし、同項の次に次のように加える。

五十四 厚生労働大臣

薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）による薬剤師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一中三十五の項を五十二の項とし、三十四の項を五十一の項とし、三十三の三の項を五十の項とし、三十三の二の項を四十九の項とし、三十三の項を四十八の項とし、三十二の項を四十七の項とし、三十一の項を四十六の項とし、三十の二の項を四十五の項とし、三十の項を四十四の項とし、二十九の項を四十三の項とし、二十八の項を四十二の項とし、二十七の項を四十の項とし、同項の次に次のように加える。

四十一 厚生労働大臣

臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による臨床検査技師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の二十六の項を同表の三十八の項とし、同項の次に

もの

別表第一中四十七の項を六十六の項とし、三十九の項から四十六の項までを十九項ずつ繰り下げ、三十八の二の項を五十七の項とし、三十八の項を五十六の項とし、三十七の項を五十五の項とし、三十六の二の項を五十四の項とし、三十六の項を五十二の項とし、同項の次に次のように加える。

五十三 厚生労働大臣

薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）による薬剤師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一中三十五の項を五十一の項とし、三十四の項を五十の項とし、三十三の三の項を四十九の項とし、三十三の二の項を四十八の項とし、三十三の項を四十七の項とし、三十二の項を四十六の項とし、三十一の項を四十五の項とし、三十の二の項を四十四の項とし、三十の項を四十三の項とし、二十九の項を四十二の項とし、二十八の項を四十一の項とし、二十七の項を三十九の項とし、同項の次に次のように加える。

四十 厚生労働大臣

臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による臨床検査技師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の二十六の項を同表の三十七の項とし、同項の次に

次のように加える。

三十九 厚生労働大臣	歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）による歯科技工士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
------------	---

別表第一中二十五の項を削り、二十四の項を三十七の項とし、二十一の項から二十三の項までを十三項ずつ繰り下げ、二十の項を三十三の項とし、二十の項を三十二の項とし、十九の項を二十七の項とし、同項の次に次のように加える。

(略)	(略)
-----	-----

(略)

次のように加える。

三十八 厚生労働大臣	歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）による歯科技工士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
------------	---

別表第一中二十五の項を削り、二十四の項を三十六の項とし、二十の項から二十三の項までを十二項ずつ繰り下げ、十九の項を二十七の項とし、同項の次に次のように加える。

(略)	(略)
-----	-----

(略)